

令和7年第8回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年8月22日(火) 13時30分～14時11分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員 (15名)

会長	16番	佐藤俊孝
会長職務代理者	15番	高原弘明
委員	1番	熊谷洋司
委員	2番	阿部江利子
委員	3番	朴田敦志
委員	4番	佐々木博
委員	5番	白澤克美
委員	6番	佐々木達也
委員	7番	白澤和実
委員	8番	高橋かおる
委員	10番	福澤広基
委員	11番	金子忠博
委員	12番	佐々木光枝
委員	13番	星川忠博
委員	14番	中塚誠

欠席委員 (1名)

委員	9番	佐々木昭英
----	----	-------

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について
日程第7	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許可決定について
日程第8	議案第2号 農地法の適用外証明願いに対する許可否決定について
日程第9	議案第3号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について

5 説明員

農業委員会事務局	事務局長	細越一美
	係長	泉山弘道
	主任主事	南幅央毅

6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせします。

本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。

また、議案の朗読は表題のみといたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いいたします。

また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願いします。

本日の出席委員は15名であります。

定足数に達していますので、会議は成立します。

なお、9番 佐々木 昭英 委員から欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから、令和7年第8回矢巾町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして、進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしということで、日程に従い、進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名させていただきます。

1番 熊谷洋司 委員、2番 阿部江利子 委員、3番 朴田敦志 委員にお願いします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職により指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名いたします。農業委員会事務局 泉山弘道業務係長にお願いします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により事務局から報告させます。

【事務局による朗読】

佐々木達也委員

6番、佐々木達也です。

8月7日に佐々木昭英委員、佐々木光枝委員、事務局とともに違反転用農地に係る所有者のヒアリングを行いました。

本人から転用に至る経緯の確認を行い、気の毒に感じるところもありましたが、今後は地域担当委員として、違反転用解消に向けて支援していきたいと思います。

佐々木光枝委員

12番、佐々木光枝です。

佐々木達也委員と同意見です。

議長

それでは業務の経過報告の内容について質疑ありましたら、お願いします。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題とします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第1号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

報告第1号について、補足説明をさせていただきます。

1番の案件につきましては、権利を取得した日に令和7年1月24日推定相続と記載されておりますが、被相続人の死亡日が不確定であるため推定相続と記載されているものであり、今回相続をしたことから届出されたものです。

3番、6番の案件につきましては、権利を取得した日から日数が経過しておりますが、相続登記を失念していたためであり、相続登記の義務化に伴い相続未登記になっていることに気付いたことから、相続登記をしたものでございます。

議長

それでは質疑ありましたら、挙手をお願いします。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、次に進みます。

日程第6、報告第2号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第2号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

報告第2号について、補足説明をさせていただきます。

1番の案件につきましては、農地中間管理事業により●●●●●に貸借していた農地の合意解約となりますが、元々当該農地の耕作は所有者が自ら行っており、今回は●●●●●を通さずに耕作することにしたため解約したものでございます。

2番の案件につきましては、当該農地は設定時期不詳の永小作権と思われる権利設定がなされておりましたが、現在は賃借人が耕作しておらず、当該地域の担い手の方が耕作している状況となっております。この度、現状に合わせて農地中間管理事業により貸借を行うこととしたため、合意解約することにしたものでございます。

議長

それでは質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、次に進みます。

議長

日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第1号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

議案第1号について、補足説明をさせていただきます。

この案件について、お手元の資料No.1の別添農地法第3条調査書をご覧ください。この調査書より、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

議長

それでは質疑がありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に、反対討論ありましたらお願いします。

「なし」の声あり

議長

賛成討論がありましたら、お願いします。

高原弘明委員

15番、高原弘明です。

譲受人は、きちんと経営している方ですので、問題ないと思います。

中塚誠委員 14 番、中塚誠です。
両者とも安定した経営をしている方ですので、賛成です。

星川忠博委員 13 番、星川忠博です。
皆さんがおっしゃる通り、立派に経営している方々だと思いますので、賛成します。

佐々木光枝委員 12 番、佐々木光枝です。
立派に経営されている方ですので、賛成です。

金子忠博委員 11 番、金子忠博です。
価格も妥当だと思いますので、賛成します。

議長 その他、賛成討論がありましたらお願いします。
「なし」の声あり

議長 それでは討論なしと認め、挙手により表決に入ります。
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する許可決定について、許可する旨、決するに賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

議長 挙手全員ですので、許可することに決します。
次に進みます。
日程第 8、議案第 2 号、農地法の適用外証明願いに対する許可決定について、を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。
【議案第 2 号 朗読】

議長 補足説明を許します。
事務局 議案第 2 号について、補足説明をさせていただきます。
こちらの案件につきましては、当該農地の敷地内に分家住宅を建築する計画となっており、現在それに向けて開発許可の手続きを進めているところでございますが、その際に当該農地内の北側の畜舎及び南東側の農作業小屋については、建築当時に建築確認申請をせずに建築したものであることが判明しました。
これに伴い、分家住宅建築のためには、これらの建築物の撤去が必須であることから、分家住宅建築資金より撤去費用を捻出して撤去する計画となっております。
撤去後の状況につきましては、建築物を撤去しても基礎等が残ることから、引き続き農地への復旧は著しく困難であると判断し、適用外証明はやむを得ないものであると考えております。

議長 8 月 12 日に適用外証明現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告願います。

福澤広基委員 10 番、福澤広基です。
8 月 12 日に、金子委員と事務局、私で調査に行きましたので、報告いたします。
資料No.2 をご覧ください。当該土地は、昭和 57 年ころに居宅・畜舎を増設し、平成 6 年ごろに農作業小屋を建築し、一部をアスファルト舗装しました。
この度、敷地内に娘夫婦が住宅を建築する計画があり、当該土地の地目を確認したところ、農地であることが判明しました。
20 年以上前からの案件があり、農地としての原状回復は著しく困難です。
意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得ないと判断しました。

議長 その他、補足説明がありましたら説明願います。
「なし」の声あり

議長 質疑ありましたら、挙手願います。

議長 「なし」の声あり
それでは質疑なしと認め、討論に入ります。
最初に、反対討論ありましたらお願いします。

議長 「なし」の声あり
賛成討論がありましたらお願いします。

高橋かおる委員 8番、高橋かおるです。
20年以上前から利用しており、現状復旧も困難であることから、やむを得ないと思います。

白澤和実委員 7番、白澤和実です。
悪意がある違反ではありませんし、やむを得ないと思います。

佐々木達也委員 6番、佐々木達也です。
やむを得ない案件と思います。

白澤克美委員 5番、白澤克美です。
私の地元の方ですが、農地という認識はありませんでした。
意図的なものではありませんし、やむを得ないと思います。

議長 その他、賛成討論ございますか。

議長 「なし」の声あり
討論なしと認めます。
挙手により表決に入ります。
議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許可決定について、許可する旨、決するに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 【賛成者挙手】
挙手全員ですので、許可することに決します。
次に進みます。
日程第9、議案第3号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について、を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。

議長 【議案第3号 朗読】
補足説明を許します。
事務局 議案第3号について、補足説明をさせていただきます。
今回の変更において、倉庫規模の拡大に伴い、西側に配置予定だった大型駐車場は南側に移動しており、倉庫北東の角の位置には職員のみが使用する駐輪場が新たに追加されております。
この変更について、都市計画法の開発行為において、岩手県から開発行為の変更許可が降りていることを確認しております。

議長 8月12日に農地転用現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告願います。

金子忠博委員 11番、金子忠博です。
8月12日に福澤委員と私、事務局で調査してきましたので報告します。
資料No.3をご確認ください。業績予想の上方修正により、事業の計画を見直したところ、当初計画の倉庫床面積では業務に必要なスペースが不足するために倉庫床面積を拡大する計画変更を行うものであり、やむを得ないと判断します。

議長 その他、補足説明がありましたら説明願います。

議長 「なし」の声あり
それでは質疑に入ります。

議長 質疑ありましたら、挙手願います。

佐々木博委員 4番、佐々木博です。
この地域は雪も多く、雪捨て場の確保が難しいと思っております。

事務局
議長
議長
事務局
議長
議長
議長
佐々木博委員
朴田敦志委員
阿部江利子委員
熊谷洋司委員
議長
議長
議長

今回の計画変更はそこを加味したものになっているでしょうか。
確認しておりませんでしたので、時間をいただきたいです。
暫時休憩します。
【休憩 14：00】
【再開 14：07】
再開します。
事業者から、雪捨て場スペースを十分に確保できる計画であることを確認しました。
その他質疑ありませんか。
「なし」の声あり
質疑なしと認めます。
討論に入ります。
最初に反対討論ございませんか。
「なし」の声あり
それでは賛成討論がありましたら、発言をお願いします。
4番、佐々木博です。
県も認可しており、事業として問題ないと思います。
3番、朴田敦志です。
事業に十分な面積であると考えますので、賛成します。
2番、阿部江利子です。
先に発言された委員の皆さんと同じ意見です、賛成いたします。
1番、熊谷洋司です。
きちんとした計画であることが確認できましたので賛成します。
その他、賛成討論ございますか。
「なし」の声あり
討論なしと認め、挙手により表決に入ります。
議案第3号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について、許可する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。
【賛成者挙手】
挙手全員ですので、許可することに決します。
以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。
皆様、大変お疲れ様でした。

以上は、令和 7 年 8 月 20 日、矢巾町役場 2-2 会議室において開催された、令和 7 年第 8 回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長 _____

議事録署名人 番 _____

議事録署名人 番 _____

議事録署名人 番 _____